

○大津市都市計画審議会条例

昭和 44 年 10 月 8 日

条例第 38 号

改正 平成元年 3 月 23 日

平成 8 年 12 月 20 日条例第 31 号

平成 12 年 3 月 24 日条例第 38 号

平成 18 年 12 月 22 日条例第 79 号

平成 26 年 3 月 17 日条例第 36 号

平成 28 年 12 月 21 日条例第 95 号

令和 2 年 3 月 27 日条例第 28 号

注 平成 8 年 12 月 20 日条例第 31 号から条文注記入る。

(設置)

第 1 条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、大津市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 12 条例 38・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査、審議する。

2 審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

(平 12 条例 38・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者 6 人以内

(2) 市議会の議員 6 人以内

(3) 関係行政機関の職員 3 人以内

(4) 市長が行う委員の公募に応募した市民 3 人以内

3 前項第 4 号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を任命する。

(平 12 条例 38・平 18 条例 79・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平 12 条例 38・一部改正)

(臨時委員及び専門委員)

第 5 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置く。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置く。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議に関することが終了したときまで、専門委員の任期は、当該専門の事項の調査に関することが終了したときまでとする。

(平 12 条例 38・追加)

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置き、会長は、第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平 12 条例 38・旧第 5 条繰下・一部改正)

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 12 条例 38・旧第 6 条繰下・一部改正、平 26 条例 36・一部改正)

(専門部会)

第 8 条 審議会に、必要に応じ、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 前 2 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 1 項中「第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる委員のうちから、委員」とあるのは「当該専門部会の委員」と、同条第 3 項中「委員」とあるのは「専門部会の委員」と、前条第 2 項及び第 3 項中「委員及び」とあるのは「当該専門部会の委員及び」と読み替えるものとする。

(平 26 条例 36・追加)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、都市計画部において処理する。

(平 8 条例 31・一部改正、平 12 条例 38・旧第 7 条繰下、平 26 条例 36・旧第 8 条繰下、平 28 条例 95・令 2 条例 28・一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(平 12 条例 38・旧第 8 条繰下、平 26 条例 36・旧第 9 条繰下・一部改正)

付 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年 3 月 23 日)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 8 年 12 月 20 日条例第 31 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 24 日条例第 38 号)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において委員である者の任期は、改正前の大津市都市計画審議会条例第 4 条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(平成 18 年 12 月 22 日条例第 79 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 17 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 21 日条例第 95 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日条例第 28 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。